

(2) 食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大（海外からの収益の拡大②）

現状分析

○ 食品産業の海外展開

- 食品産業の海外展開は、海外子会社の利益による企業グループ全体の価値向上や日本本社に送金される利子・配当等による日本本社の利益拡大等を通じて、食品産業の発展や国際収支黒字の拡大に寄与。

また、日本産原材料を用いた現地加工、日本食の普及、食文化の理解促進等を通じ、輸出促進にも貢献。

- 製造業（食料品）の対外直接投資収益額は2023年で1.1兆円。
- これまで農林水産省では、「グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会」の枠組みの下で、セミナーの開催等を通じた事業者への情報提供や、海外現地での物流・商流構築に係る投資案件形成支援等を実施。

○ 訪日外国人旅行者（インバウンド）による食関連消費

- インバウンドによる食関連消費は、日本の食に対する海外からの需要という点で輸出と同様、農林水産業・食品産業に裨益。

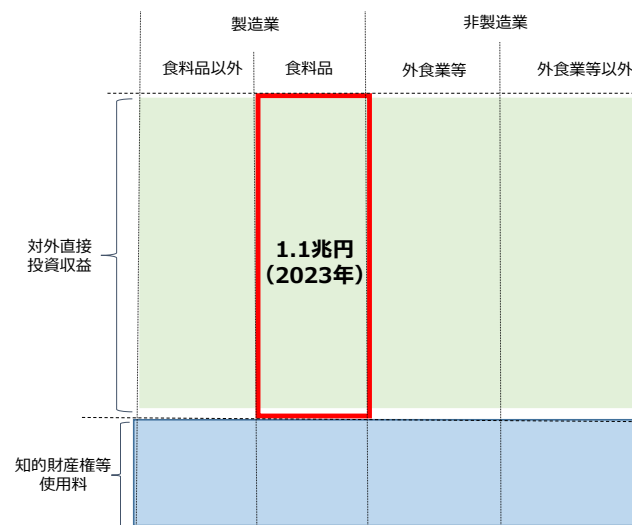
また、インバウンドの増加は、日本食・食文化の魅力を海外に発信していく好機であり、輸出拡大にも貢献。

- 2024年は、10月時点で訪日外国人旅行者数は3,019万人と前年を超え、旅行消費額は5.9兆円と過去最高を記録。インバウンドによる食関連消費は、2023年の訪日外国人旅行消費額（約5.3兆円）のうち、約1.6兆円を占めている。

- これまで農林水産省では、観光庁とも連携して、以下の取組等を実施。

- ① インバウンドをターゲットとした海外プロモーション等を通じた日本食・食文化の魅力発信
- ② 地域の食や景観などの資源を活かした農泊等による農山漁村へのインバウンドの誘客と消費の促進
- ③ 地域ならではの自然環境、文化等に由来する品質、伝統、ものごたを有する地理的表示（GI）製品の観光資源としての活用

図2-5 製造業（食料品）の対外直接投資収益額



資料：財務省「国際収支統計」

図2-6 食品企業の海外展開の事例

A社のおむすび展開

<経緯>

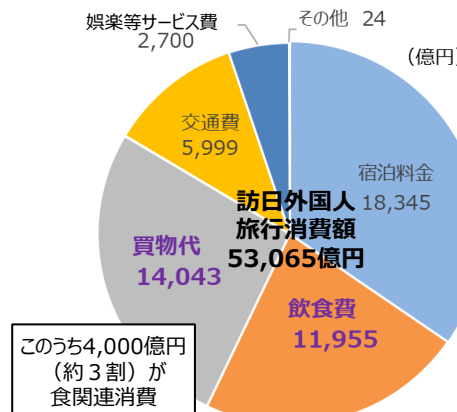
2011年におむすびや惣菜等の販売店をアジアにオープン。

<機能>

- 2024年時点でアジアの150店舗以上で年間約2,000トンの日本産米を使用。
- 将来的にアジア中心に1万店の出店、年間日本産米使用量14万トン、1日あたりのおむすび最大生産量1,000万個を目指す。

図2-7 訪日外国人旅行消費額（2023年）

$$\begin{array}{lcl} \text{飲食費} & + & \text{買物代} \\ 1.2 \text{兆円} & & 0.4 \text{兆円} \\ \hline & = & \text{食関連消費} \\ & & 1.6 \text{兆円} \end{array}$$



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」、JNTO「訪日外客統計」を基に農林水産省推計

図2-8 インバウンドと輸出の好循環イメージ

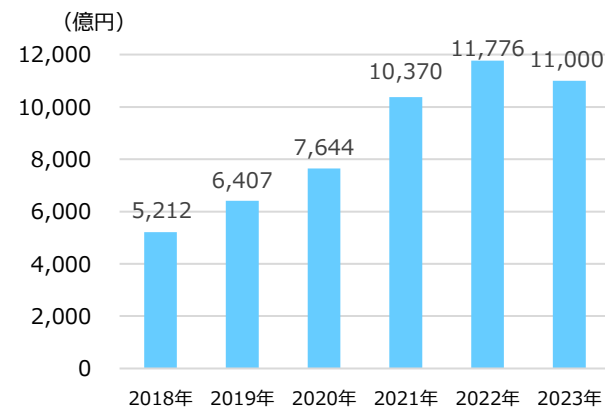


(2) 食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大（海外からの収益の拡大②）

すう勢

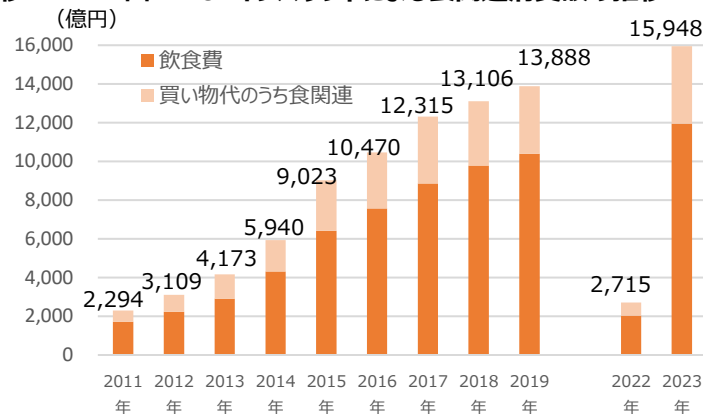
- **製造業（食料品）の対外直接投資収益額**
 - ・ 製造業（食料品）の対外直接投資収益は、近年増加傾向で推移しており、**今後も増加が見込まれる。**
- **インバウンドによる食関連消費額**
 - ・ インバウンドによる食関連消費は、新型コロナウイルス感染症の影響があった2020-2022年を除き、2011年から2023年まで増加しており、**今後も増加が見込まれる。**

図2-9 製造業（食料品）の対外直接投資収益額の推移



資料：財務省「国際収支統計」（2022年、2023年は速報値）

図2-10 インバウンドによる食関連消費額の推移



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」、JNTO「訪日外客統計」を基に農林水産省推計

克服すべき課題

- ・ **食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費は、海外からの収益の拡大の観点から、モノの輸出と本質的に同様でかつ相乗効果が期待**（インバウンド消費は、GDP統計において「サービス輸出」に計上）。
- ・ その一方で、現行の基本計画では、**輸出額のみを政策目標としているため、モノの輸出をターゲットに主要施策が展開されており、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を一体的かつ効果的に進められていない。**
- ・ 具体的には、
 - ① 食品産業の**海外展開**については、経産省、JETRO、中小機構による業種横断的な施策が講じられているものの、**食品事業者のニーズに対応した、きめ細かな支援**により、バリューチェーンの構築につなげていく必要。
 - ② **インバウンドによる食関連消費**については、観光庁施策、**GI製品の活用や農泊による農山漁村等へのインバウンドの誘客等の促進**に加え、**日本産食材の海外需要拡大施策も活用して相乗効果を創出する必要。**

検討の視点

- ・ **食品産業の海外展開*やインバウンドによる食関連消費の拡大**については、農業、食品産業の海外収益力を創出する観点から、**モノの輸出に加えて、新たな政策の柱として位置付け、その施策の充実を図るとともに、施策の効果を検証するための指標を検討すべきではないか。**
 - * 食品産業の海外展開を総体的に捉えるには、外食・小売業等や知的財産権等使用料を含めた推計が必要。
- ・ 施策の充実には、**輸出支援プラットフォームの枠組みの活用も念頭に、海外現地での体制強化を図るとともに、中小・中堅企業のグローバル展開を進める経済産業省やJETRO、インバウンドを振興する観光庁やJNTO等の関係省庁、関係機関との連携を強化して効果的に実施することが重要ではないか。**
- ・ 以下の視点で施策の具体化を進めるべきではないか。
 - ① 食品産業の海外展開の推進に向け、グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会等を活用し、食品事業者の個々の課題に対応できるよう、**現地の法務・税務等の専門家による知見・ノウハウの提供等のサポート体制の充実**や、海外拠点設置に対する**制度融資の活用を進めるなど、資金融通の円滑化を図るべきではないか。**
 - ② インバウンド需要と輸出拡大の好循環に繋げるため、インバウンドによる食関連のニーズの調査・分析を行いつつ、**海外向けの日本食プロモーションに当たって国内産地の観光面の魅力も発信するなど、輸出促進施策についてインバウンド消費の拡大を通じて海外需要拡大を図る視点も持って実施すべきではないか。**

(2) 日本品種のグローバル展開による「稼ぐ力」の強化（海外からの収益の拡大③）

現状分析

- ・ 優良品種は我が国農業の強みの源泉。我が国の果樹等の品種は海外において高評価。我が国優良品種を活用し、収穫物の輸出だけでなく、**戦略的な海外ライセンス**といった我が国品種のグローバル展開により、**我が国農業・農家の新たな稼ぎにつなげる必要**。
- ・ 他方、海外では過去の流出品種の無秩序な生産・販売が拡大し、輸出等への悪影響が顕在化。**仮に正規にライセンスしていれば相応のロイヤルティは得られたところ**。
- ・ さらに、近年、オンライン取引の増加など、種苗の流通ルートが多様化し、**新たな流出リスク**が顕在化。
- ・ しかし、海外出願や国内管理の徹底には相応のコストを要すること、海外における品種保護の必要性への理解の醸成が十分でないことなどから、その取組は未だ不十分。
- ・ また、果樹等の優良品種の主たる育成者である公的機関においては、海外における品種の実効的な管理・侵害対応や戦略的なライセンスによるロイヤルティ確保を自力で行うのは困難。**育成者に代わってこれらを担う育成者権管理機関の立上げに向けた取組を進めているところ**。
- ・ 一方、強みの源泉たる新品種については、国内向けの品種開発が重視。海外でも稼げる視点での開発も必要。

図2-11 我が国の果樹等の品種の稼ぐ力のポテンシャル

- 果樹等の品種は海外で高い評価、**輸出額は近年増加傾向**。
- **中国、韓国**におけるブドウ、イチゴ等の生産の**相当部分が日本品種**。**中国や韓国ではブドウの輸出が増加**。
- 中国で栽培されているシャインマスカットについて、仮に正規にライセンスしていれば得られたはずの**ロイヤルティ収入は年間100億円以上**。
- **我が国品種の潜在的な稼ぐ力は大きい**。

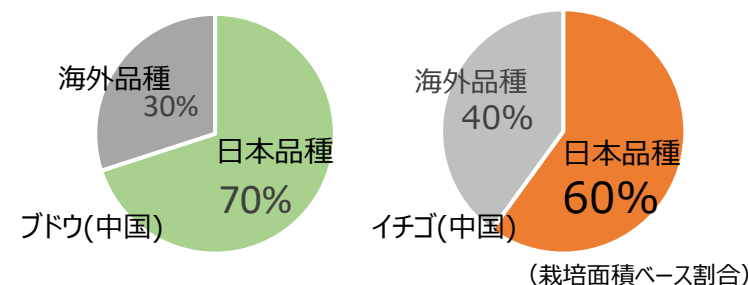
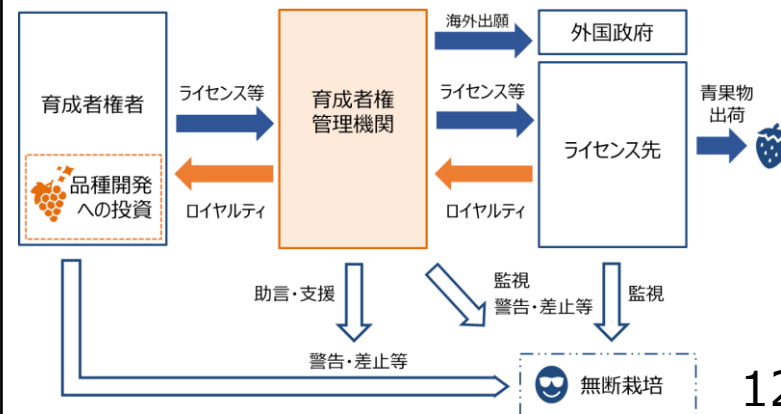


図2-12 育成者権管理機関のイメージ

- 海外へライセンスすると、ライセンス先も自らの利益を守るため、積極的な監視を行うことになるため、より実効性の高い侵害対応が可能。
- 海外のライセンス先から得られるロイヤルティにより、育成者権者による更なる品種開発の投資を促進。



(2) 日本品種のグローバル展開による「稼ぐ力」の強化（海外からの収益の拡大③）

克服すべき課題

- 1 海外から稼ぎ、国内農業振興に還元する枠組の整備
 - ・ 海外からの「稼ぎ」の強化に向けては、果樹等の輸出と併せて、**優良品種の戦略的なライセンスを推進していくことが重要。**
 - ・ 育成者権管理機関などの体制の整備・充実が必要。
- 2 優良品種の海外流出・無断栽培の抑止
 - ・ 海外における権利取得と流出の未然防止に向けた国内における**管理の徹底**が必要。
 - ・ オンライン取引を含め、**侵害の監視や侵害対応の実効性の強化が必要。**
- 3 マーケットインの品種の開発・再評価
 - ・ 海外から稼ぎ、農家の将来的な「稼ぎ」につなげるには、海外ニーズも含め、**消費者・生産者のニーズに即応した品種の開発・再評価**が必要。



検討の視点

- 1 海外から稼ぎ、国内農業振興に還元する枠組の整備
 - ① 果樹等を直接輸出するだけでなく、**優良な品種を戦略的にライセンスし、ターゲット市場においてジャパンブランドの周年供給が可能な体制を構築し、輸出促進に寄与することで、農家の直接的な「稼ぎ」につなげるとともに、**
 - ・ 海外からのロイヤルティを得て、後述の**保護・管理、産地化・ブランド化、さらには新たな品種開発に還元することで、農家の将来的な「稼ぎ」につなげていくべきではないか。**
 - ② これらを担う**育成者権管理機関の早期立上げ・早期事業化を推進すべきではないか。**
- 2 優良品種の海外流出・無断栽培の抑止
 - ① 海外出願、国内管理の徹底に向け、**関係者の意識向上のほか、海外出願の考え方や基準の整備を推進すべきではないか。**
 - ② **出願・審査手続の円滑・迅速化、育成者のメリット・権利の強化のほか、新たなリスクに対応するための制度的枠組みの整備を推進すべきではないか。**
 - ③ **苗木のリース方式の活用や苗木のシステム管理を推進し、流出抑止とブランド管理を進めることも有効ではないか。**
 - ④ **UPOV未加盟国の品種保護制度整備を推進するとともに、UPOV加盟国との審査協力を推進すべきでないか。**
- 3 マーケットインの品種の開発・再評価
 - ① 短期的には、**国内未利用品種の再評価により、海外で稼げる価値・特性を有する品種の発掘を推進。**
 - ② 中期的には、海外の許諾先から毎年の収穫に連動したビジネスベースの許諾料を設定し、海外市場を見据えた育種に向けた**マーケティングと、育種目標の設定や国内未利用品種の再評価の取組を充実。**

(3) 国際戦略

(3) 国際戦略

現状分析

○ 交渉を取り巻く環境の変化

・ 我が国の食料安全保障を実現するためには、**国境措置**の維持による農業生産の持続的発展の確保に加え、「**輸出促進**」による生産基盤の維持・強化、国内生産では需要を満たすことができない品目の「**安定的な輸入の確保**」を図ることが重要。

・ これまでの貿易交渉による国際ルール作りは多国間の協議が中心であったが、近年、二国間の重要性が高まっている。また、民間の先導的な商取引の動向が政府間協議にも影響を及ぼすようになっている。そのため、**相手国に応じて**、輸出拡大に向けた関税・非関税障壁の撤廃や、**相手国の市場ニーズ**に応じた更なる対応の強化が重要。また、輸入を安定化させるためには**相手国との関係維持・強化**が重要。これらの実現のために相手国との対話・連携等を強化するという観点から、政府レベル・民間レベルで戦略的に**関係構築**を進める必要。

・ また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の策定や輸入原材料における持続可能な国際認証等の民間ベースでの普及、ESG投資への関心の高まり等を背景に、近年、**環境や人権**等の議論の比重が格段に増加。これは施策の推進に影響を及ぼしかねない事実上の、又は条約上のルール形成に繋がることも懸念されるが、対応は十分とは言えない。

○ 途上国支援から対等な協働への転換

・ これまでは、飢餓や栄養不良、越境性動物疾病等の課題を有する**途上国**に対する開発協力を中心とした貢献を行ってきた。

・ 一方、途上国の経済発展により**グローバルサウス**としての存在感を示すようになってきており、我が国の民間ビジネスへの影響も強まってきている。また、開発に加えて持続可能性の向上への協力ニーズも高まっている。そのため、従来の政府間による技術支援中心の対応から、民間ビジネスとの連携も念頭にいたアプローチの重要性が高まっている。

・ この点、**東南アジア**において、「**日ASEANみどり協力プラン**」に基づき、我が国と**地理的・気候的条件が近いアジア・モンスーン地域**に最も適した持続可能な生産方法・技術による協力を民間と連携したパッケージで進めている。このことは、我が国の国際戦略における相手国との**関係構築に有効**であり、今後も展開する必要。

・ また、我が国の国力を生かした主導的な食料安全保障への貢献は、我が国の**プレゼンス強化**と各国との**関係構築**に役立つことから、**ASEAN + 3 緊急米備蓄 (APTERR)** のような取組を今後も推進していくことが重要。

図3-1 EPA(経済連携協定)等の現状

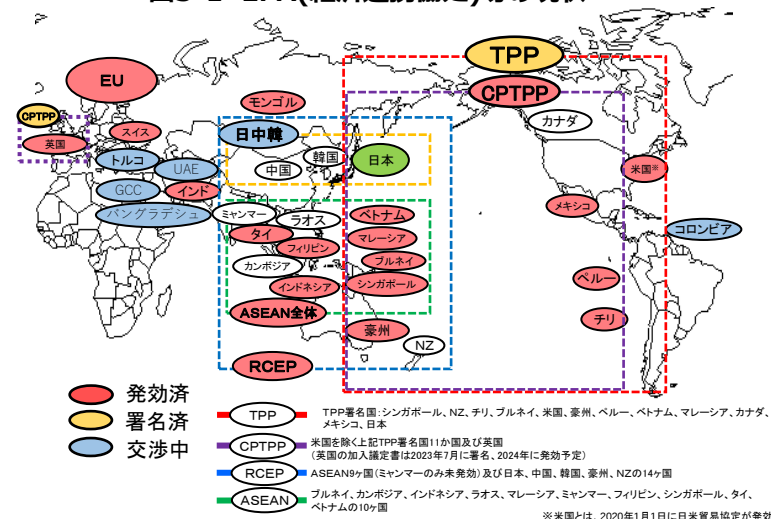


図3-2 今後展開すべき国際協力の例

現状と課題

- ・ ASEAN地域では、農業の労働生産性が低く、環境への負荷が高い農業が展開。
- ・ 頻発する自然災害、ロシアによるウクライナへの侵攻の影響等により、食料や肥料などの農業資材価格が上昇し、世界の食料供給に影響。
- 農業の**生産性を高めつつ**、農業・食料システムの**持続可能性を高める**必要。
- 日本とASEAN各国には**高温多湿、水田・中小農家中心**といった**共通点**。

日ASEANみどり協力プラン

- ・ 日本の経験：研究開発、人材育成、その他政策を通した**イノベーション**
→ 日本の経験を踏まえ、各国が**最適な技術協力を選択**

施肥の適正化や農産物の付加価値向上に向けた研修の実施や専門家派遣

自動操舵技術による生産性向上と労働時間の削減(タイ)

衛星データを活用した自動区画化技術と土壌診断による肥料の削減(タイ、フィリピン)

- ・ **強靱で持続可能な農業・食料システムの構築**

- ・ **アジア・モンスーン地域の取組モデルとして世界に発信**

すう勢

○ 戦略的交渉・関係構築

- ・ 食料安全保障の観点から、国内生産の持続的発展に必要な措置を維持するための貿易交渉に加えて、**輸出促進と輸入安定化**への取組も**一体化した戦略的対応と相手国との関係構築**の必要性が増大する見込み。
- ・ SDGsの目標年(2030年)を目前に控え、国際関係の会合や交渉において、現行SDGsの改定の議論も含めた環境や人権等の持続可能性に関する議論の比重が一層高まる見込み。併せて、この議論の我が国の民間ビジネス環境への影響が大きくなる見込み。

克服すべき課題

○ 戦略的二国間関係の構築

- ・ 農林水産物の国境措置の維持を主眼とした従来の多国間の枠組みでの交渉に加え、今後は、農林水産物・食品の**輸出を加速しつつ、安定的輸入**を支える相手国との関係の強化を図るような、**戦略的対応**を進める必要。

○ 新たな議論への対応

- ・ **環境や人権等の国際的議論やルール形成の動き**において民間ベースでの世論形成も進む中、我が国も官民を挙げてこの分野での発言力を向上させていく必要。
- ・ 特に、環境や人権等の課題に対する国の対応姿勢は、我が国企業の海外ビジネスや、日本産品の輸出に影響を及ぼす恐れ。
- ・ また、環境や人権以外の**新たな論点提起の兆候や国際世論の動向**をいち早く把握することが必要。
- ・ 一方で、上記への対応を行政のみの情報・リソースで対応するには限界がある。

検討の視点

- ・ 輸出と輸入それぞれの観点から、
 - ① 輸出拡大に向け、輸出先国・地域における輸入規制の特定
 - ② 輸入安定化に向け、相手国の生産状況の把握や緊急時だけでなく平時からの安定供給に繋がる**二国間対話**の機会の創設・維持
 - ③ **現地企業**との対話による、**民間ビジネスのニーズ**の掘り起こしを通じて、我が国として**重要となる国を特定**した上で、**国際戦略を展開**していくべきではないか。
- ・ さらに、**環境や人権等の議論**に加え、**新たな論点提起の兆候**に対応し我が国の**影響力の拡大**を図るためには、海外関係者との**対話・連携**、国際機関等への**人材の派遣、拠出**について、行政と**民間のリソースを組み合わせ**た我が国一体で取り組む体制を構築する必要があるのではないかと。

(3) 国際戦略

克服すべき課題

○ 関係構築のための国際協力

- これまでの国際協力は、途上国向けに我が国の持つ優れた技術を政府間で支援するという、一方向の開発協力を通じて行われてきた。
- 今後は、我が国の**民間ビジネスの裨益に繋がりつつ**、途上国の発展に貢献するような**協力の形**に転換する必要。
- また、生産拡大等の開発支援だけでなく、環境や人権等の**持続可能性の向上**に対応した協力を転換する必要。
- その際、我が国と地理的・気候的条件に近いアジア・モンスーン地域への支援に加え、**より幅広いグローバルサウス地域への展開**も必要。

○ 国際的課題への貢献

- 病原体やその媒介生物・植物病虫害の生息域の拡大による**越境性動物疾病及び植物病虫害の侵入・まん延のリスクの増大**に対応する必要。有毒海洋生物の発生増加やフードテック食材に対処するための**ルール形成等の食品安全に関する課題**に対応する必要。

検討の視点

- 今後の国際協力は、我が国にとって重要となる相手国との関係構築のために、従来の開発協力から、世界の持続可能性の向上に向け**対等なパートナー**として**協働**するという視点に転換しつつ、以下の視点を持って対応することが必要ではないか。
 - 1) スタートアップ企業も含めた我が国の民間ビジネスにも裨益するよう、ODAだけではなく、**民間資金の活用**も念頭においた枠組みの構築
 - 2) 持続可能なサプライチェーン構築の観点から、**我が国企業がグローバルサウス諸国で主要穀物等を含む原料調達を行う取組の支援**
 - 3) グローバルサウス諸国へ支援実績のある**国際機関との連携強化**により、我が国の民間ビジネスと現地企業や生産者との**マッチング**の推進
- 世界的に関心の高い環境負荷の低減を通じた**持続可能で生産性の高い農林水産業の展開**に向け、地理的・気候的条件の近い**東南アジア**向けの我が国の技術と経験を活かした協力を進める。併せて、**アフリカ、中南米、南・中央アジア**等我が国とは地理的・気候的条件が異なる地域においても、我が国の技術・知見の提供等を通じて相手国との**関係構築**に繋げる必要があるのではないか。
- 食品安全・動物衛生・植物防疫に係る**国際基準の策定**に向け、主導的に貢献する必要があるのではないか。さらに、それら基準を途上国を中心とした**各国へ普及**していく必要があるのではないか。